地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業プロポーザル実施要領

令和５年６月

長島町

１　事業名

地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業

２　事業の目的

　　本町では、令和３年９月に「長島町二酸化炭素実質ゼロ」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、温暖化対策に全力で取り組むこととしている。

その実現のために、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用し、脱炭素化に向けた計画策定を行い、持続可能な社会の構築に向けて取組を進めることを目的とする。

３　事業の内容

　　別紙、地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業仕様書のとおり。

４　契約期間

契約日から令和６年１月３１日まで

５　業務に要する費用（上限価格）

　９，５９２，０００円（消費税を含む。）

　　なお、見積書の金額が業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とする。

６　プロポーザルの参加資格

この業務に参加できる者は、プロポーザル参加申込書提出日現在において、次の要件の全てを満たす者とする。

1. 参加申込書の提出期限までに長島町の入札参加資格者名簿に登録されていること。（共同申請の場合は全ての事業者が保有）
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
3. 本町から指名停止を受けていない者であること。

⑷　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者であること。

⑸　国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。

⑹　鹿児島県内に本社若しくは支店を登記している企業（共同申請の場合は代表事業者が条件を満たす。）

⑺　過去５年間(平成３０年４月１日から令和５年３月31日までに完了した業務)において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。（共同申請の場合は代表事業者が条件を満たす。）

⑻　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者でないこと。

⑼　暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれていないこと。

７　スケジュール予定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 順番 | 手　　　順 | 期　　限　　等 |
| １ | 募集開始 | 令和５年６月22日（木） |
| ２ | 参加申込書提出期限 | 令和５年７月３日（月）15時まで |
| ３ | 参加資格の選考通知 | 令和５年７月４日（火）　 |
| ４ | 質問受付期限 | 令和５年７月７日（金）15時まで |
| ５ | 質問最終回答 | 令和５年７月11日（火） |
| ６ | 企画提案書提出期限 | 令和５年７月14日（金）15時まで |
| ７ | ヒアリング等実施 | 令和５年７月18日（火） |
| ８ | 事業者選定 | 令和５年７月19日（水） |
| ９ | 選定結果通知 | 令和５年７月20日（木） |
| １０ | 契約締結 | 令和５年７月下旬予定 |

８　参加申込み

1. 申込方法

このプロポーザルに参加を希望する場合は、「様式１　プロポーザル参加申込書」と、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績が確認できる契約書等の写しを電子メールで提出し、メール送信後、「長島町介護環境課」に受信確認の電話をしてください。

参加資格者が、５者を超えた場合、書類選考を行います。また、参加資格の選考結果は電子メール等で通知します。

1. 申込期限

令和５年７月３日（月）15時まで（期限厳守）

1. 提出先

　　〒899-1498　 鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地１

長島町介護環境課　担当：小川

e-mail : kaikan@town.nagashima.lg.jp

⑷　提出方法

　　　郵便又は持参

９　質疑応答

　⑴　質問方法

質問内容を「様式２　質問書」に記載し、直接持参又は電子メールで送信すること。

　⑵　質問受付期限

　　　令和５年７月７日（金）15時まで（期限厳守）

⑶　提出先

　　　「8　参加申込み」に同じ

　⑷　回答

　　　プロポーザル参加申込のあった全ての者に電子メールにて回答する。

10　企画提案書等の提出

1. 提案内容

令和４年度第２次補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案をすること。

企画提案書は、「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業仕様書」の業務範囲の項目ごとに提案すること。

1. 提出書類

「地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業仕様書」に基づき次の書類を作成し、提出すること。

　　ア　提案書鑑（様式３）

イ　企画提案書（任意様式）

　ウ　見積書（任意様式）

積算内訳書（具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載すること。）

　エ　業務受注経歴書（様式４）

　オ　実施体制調書（様式５）

カ　会社概要（任意様式、会社案内パンフレット等で可）

　キ　添付書類

1. 定款又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）
2. 印鑑証明書
3. 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことを証明できるもの
4. 直近３年間の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑶　提出部数

　　正本１部、副本９部

⑷　提出期限

　　令和５年７月14日（金）15時まで（期限厳守）

⑸　提出先

　　「８　参加申込み」に同じ

⑹　提出方法

　　　郵便又は持参

11　ヒアリング等の実施

* 1. 日時

令和５年７月18日（火）　※日時の詳細は、別途通知する。

⑵　説明時間等

プレゼンテーションは30分以内とし、その後、質疑応答を10分程度行う。

プレゼンテーションに使用する会場、プロジェクター、スクリーン等については長島町で準備します。その他の必要機器については各参加事業者で用意してください。

12　契約候補者選定の方法

　　⑴　評価・候補決定の基準

プロポーザルの評価は、次の表の評価内容により採点し、合計点数が最高得点を得た者を契約候補者とする。

　　　　なお、最高得点を得た者が２者以上のときは、見積価格の低い者を契約候補者として決定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 評価の着眼点 | 配点 |
| 　　　企画提案書に対する評価 | 取り組み方針の妥当性 | 事業目的等仕様書に沿った内容で、事業の取組方針が本町のイメージする方向性と一致しているか | 　10 |
| 提案の的確性 | 事業目的等を踏まえた内容で、関連条件との整合性が的確に取れ実現可能な内容になっているか | 　20 |
| 地域特性の活用 | 地域環境など地域特性を的確に把握し、その特性を十分に引き出す提案がなされているか | 　20 |
| 提案の独創性 | 事業効果を高めるための効果的工夫及び独自の提案がされている | 15 |
| 業務実施体制及び実績 | 管理責任者・担当者 | 事業を的確に遂行する人材の配置が期待できるか | 10 |
| 実績・経験の評価 | 同種又は類似業務の実績を踏まえ、経験や知見が豊富で確かな成果を上げているか | 　15 |
| 価　　　格 | 提案価格の妥当性 | 上限額を超えていないか。極端に安価になっていないか。 | 10 |
| 総　合　計 | 　 |  | 100 |

* 1. 契約候補者選定結果の通知

プロポーザル参加者全員に令和５年７月20日（木）に、通知します。

13　失格事項

　　提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案書を失格とする。

1. 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
2. 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
3. ヒアリング等に出席しなかった者が提出したもの
4. 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者が提出したもの
5. 見積書の金額が、「５　業務に要する費用」を超過したもの

14　企画提案書の取扱い等

1. 企画提案書等の作成、提出、ヒアリング等の実施など、本プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。
2. 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
3. 企画提案書等は、返却しないものとする。
4. 企画提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
5. 企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、当該提案書等の写しを作成し、使用することができる。
6. 長島町情報公開条例（平成18年３月20日長島町条例第12号）に基づく開示請求があったときには、企画提案書等を公開することがある。

15　問合せ先

　　〒899-1498　　鹿児島県出水郡長島町鷹巣1875番地１

　　長島町介護環境課　担当：小川

　　電話：0996-86-1153　内線1164

e-mail：kaikan@town.nagashima.lg.jp